

横浜港大さん橋国際客船ターミナル指定管理者宛

TEL 045-211-2304/FAX045-212-3872

遠足の休憩・スケッチの施設利用規定を遵守の上、次の通り申請いたします。

申請日 令和 年 月 日

利用目的 (必ず✓をいれてください)	<input type="checkbox"/> 遠足の休憩（昼食利用） ①利用場所： <input type="checkbox"/> 屋上 または <input type="checkbox"/> 屋内(出入国ロビー) どちらかに✓をいれてください。 ②移動手段： <input type="checkbox"/> 徒歩 または <input type="checkbox"/> バス どちらかに✓をいれてください。		
	<input type="checkbox"/> スケッチ・絵画利用		
学校名・団体名 (学校の場合は代理店不可)	フリガナ	参加人数	名
申込者名（担当者） (学校の場合は教職員。 代理店不可)	フリガナ		
	印		
連絡先	電話番号/FAX	携帯電話（当日の連絡先）	メール
	固定電話 FAX		
住所	〒		
利用希望日	年 月 日 ()		
時間帯	時 分 ~ 時 分		

以下内容を確認し同意の場合、□にチェックをしてください。(チェックのない場合利用することはできません。)

- 遠足の休憩・スケッチの施設利用規定の内容を確認し、利用規定に沿って利用いたします。
- 急遽、客船入港予定が変更した場合、承認後でも取り消す場合があることに同意いたします。
- 別紙、利用を許可しない場合（港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱第5条）に署名、提出することに同意いたします。

令和 年 月 日 署名 ④

===== 以下管理事務所記入欄 =====

受付日： 月 日

承認印

所属長	担当者	担当者

横浜港大さん橋国際客船ターミナル指定管理者
 (一般社団法人横浜港振興協会)
 〒231-0002 横浜市中区海岸通 1-1-4
 電話 045-211-2304 FAX045-212-3872

◆利用を許可しない場合（港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱第5条）**1 利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとします。**

- 港湾施設の設置の目的に反する場合
(宗教の勧誘・布教又はこれに類する行為を目的とする場合、施設の目的及び用途を妨げる場合 等)
- 港湾施設の管理上支障がある場合
(施設の汚損・損壊又は滅失等のおそれがある場合、他の利用に支障が及ぶ場合 等)
- 公益を害するおそれがある場合
(善良な風俗を害するおそれがある場合、横浜市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団の利益となる場合 等)
- 感染症の予防又は感染の拡大を防止する必要がある場合
- その他市長が必要と認めた場合
(横浜港のイメージを損なう場合、その他上記に準ずる場合 等)

2 市長（指定管理者）は、利用の許可を受けたものが前項のいずれかに該当することが判明した場合、許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができるものとします。

以上の内容をお読みいただき、以下にレ点をお願いします。

利用を許可しない場合の項目を確認しました。

令和 年 月 日

申請者（氏名又は法人等の名称） _____